

タイにおける**模倣品**流通実態調査 について

西村あさひ法律事務所
弁護士 小原 英志

1. 模倣品とは

「模倣品」＝知的財産権を侵害する製品

[タイの知的財産権]

- (1) 特許権、(2) 実用新案、(3) 著作権、
- (4) 商標権、(5) 企業秘密、(6) 意匠

(1) 特許権

権利の種類	特許権
保護の範囲	以下の発明（製品または工程）： (a)新規 (b)独創的 (c)有用 及び禁止されていない発明
保護取得方法	特許権の登録申請は、知的財産権局に申請しなければならない。特許権の取得には、通常2年以上かかる。
取得権利	特許権の申請による発明者の特許技術や製品を第三者が未承認のまま使用、販売（または販売目的の保管）、処分、製造または輸入を防止する権利
権利有効期間	申請日から20年で保護期間は更新不能

日本：「発明」を保護、出願日から20年（医薬品等一部のみ5年を限度に延長可）

(2) 実用新案

権利の種類	実用新案
保護の範囲	技術革新的で新規だが独創性が特許権取得には十分でない可能性のあるもの
保護取得方法	実用新案の登録申請は、知的財産権局に申請しなければならない。実用新案権の取得には通常1年から2年程度かかる。
取得権利	実用新案権の申請による発明者の技術や製品を第三者が未承認のまま使用、販売(または販売のため保管すること)、処分、製造または輸入を防止する権利
権利有効期間	申請日から6年で、一回につき2年の更新が二度可能(合計10年まで)

日本: 物品の形状等の考案を保護、出願日から10年

(3) 著作権 ☆被害が深刻

権利の種類	著作権
保護の範囲	コンピュータープログラム、パフォーマンス、文学、映画、放送作品を含む文芸、美術、音楽分野における独創的な表現
保護取得方法	保護は製作時点において自動的に発生する。登録は不要。
取得権利	著作権作品を未認可のまま複製、公開または当該作品を改作することを防止する権利
権利有効期間	製作から作者の死亡年の年末以降50年間、更新不能

日本：文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護、死後50年

(4) 商標権 ☆被害が深刻

権利の種類	商標権
保護の範囲	事業者の製品またはサービスを競合者のそれから識別するために使用する識別性のある標章。 過去に存在した同一製品またはサービスの登録商標と同一または類似する商標は登録できない。
保護取得方法	商標の登録申請は、知的財産権局に申請しなければならない。商標権の取得には通常約2年程度かかる。商標は、商標法に基づく法的権利を取得すべく登録しなければならない。ただし所有者が商標の定評を証明できれば、未登録商標にも保護は存在する。
取得権利	同一または同種の製品またはサービスについて、同一または紛らわしい商標の使用を防止する権利
権利有効期間	申請日から10年でさらに10年間更新可能

日本：商品・サービスに使用するマークを保護、登録から10年（何度でも更新可能）

(5) 企業秘密

権利の種類	企業秘密
保護の範囲	データを持たない者に商業的有利性をもたらす価値データ
保護取得方法	当該データに必要な守秘性があり、所有者の努力により機密性を維持されていることを条件に、保護は自動的に発生する。
取得権利	未認可のまま、企業秘密と知りつつ使用することを制限する権利
権利有効期間	企業秘密が機密である限り保護は有効となる

日本：ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

(6) 意匠

権利の種類	意匠
保護の範囲	物品の装飾的または審美的な要素。つまり、保護されるのは製品の概観のみ。 新規意匠にのみ適用される。
保護取得方法	意匠の登録は知的財産権局に申請しなければならない。意匠権の取得には通常約2年から3年程度かかる。
取得権利	意匠の複製及び使用、意匠付帯の考案物の輸入、販売を防止する権利
権利有効期間	申請日から10年で保護期間は更新不能

日本：物品のデザインを保護、登録から20年

2. タイの関連当局

- (1) **知的財産権局** (Department of Intellectual Property (DIP))
- (2) **法務省特別捜査局** (Department of Special Investigation (DSI))
- (3) **検察庁** (The Public Prosecutors Office)
- (4) **税関** (The Royal Thai Customs)
 - ※商標・著作権侵害製品のみ押収権限あり
- (5) **経済犯罪制圧課** (The Economic Crime Suppression Division (ECD))
- (6) **中央知的財産国際貿易裁判所** (The Central Intellectual Property and International Trade Court)
 - ※知的財産権について独占的管轄権を有する特別法廷
- (7) **国立知的財産権行使センター** (The National Intellectual Property Rights Centre of Enforcement (NICE))
 - ※25政府関連機関の協力体制強化の目的で設立

3. 救済方法

■権利者による対応策

- (1) 弁護士または本人による警告状送付
- (2) 刑事訴訟 ※ただし罰則は軽い
- (3) 民事訴訟 ※商標・著作権(所要約12-18ヶ月)、特許(所要約18-36ヶ月)
- (4) アントンピラー命令(裁判所による裁判証拠物件の押収命令) ※非常に稀
- (5) 予備的差止命令

■行政手続

- (1) 警察・関税局による押収
- (2) 知的財産権局による仲裁

4. 模倣品の検挙・押収状況

(1) 知的財産権局統計(警察庁・法務省特別捜査局)

行為	2014年		2013年		2012年		2011年	
	検挙数	押収製品数	検挙数	押収製品数	検挙数	押収製品数	検挙数	押収製品数
著作権法	4,562	524,671	5,121	1,216,567	4,789	2,770,675	3,150	690,346
商標法	2,473	227,202	4,377	964,627	4,914	3,833,509	2,234	1,777,833
特許法	13	1,137	29	10,863	24	4,859	6	151
カセット事業及びテレビ受像機管理法規	343	68,477	268	181,343	200	257,662	31	31,271
合計	7,391	821,487	9,795	2,373,400	9,927	6,866,705	5,421	2,499,601

4. 模倣品の検挙・押収状況

(2) 関税局 ※商標・著作権侵害製品のみ押収権限あり

関税局による模倣品押収を含む
知的財産権侵害事件の概要

年度	件数	数量(製品数)	価額(パーツ)
2006	419	1,830,838	76,051,101
2007	550	1,596,672	103,903,568
2008	651	2,222,254	382,678,786
2009	684	1,051,474	289,448,817
2010	759	628,803	120,453,899
2011	628	451,772	132,502,410
2012	754	1,531,440	148,105,535
2013	774	631,121	116,552,746
2014	765	263,584	74,706,589
2015 (2014年10月)	79	44,674	9,741,905

4. 模倣品の検挙・押収状況

(2) 関税局(押収模倣品数の上位10ブランド)

2014年度			
No	ブランド	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	ADIDAS	17,156	6,104,042
2	RAYBAN	8,045	5,368,668
3	OKLEY	4,055	2,866,310
4	NIKE	12,976	2,785,405
5	CHANEL	4,327	2,728,950
6	ROLEX	33	2,637,931
7	JOHNIE WALKER RED LABEL	5,246	2,549,220
8	LOUIS VUITON	2,563	2,076,589
9	SAMSUNG	1,546	1,588,008
10	TAYWIN	8,052	1,467,195

4. 模倣品の検挙・押収状況

(2) 関税局(押収模倣品数の上位10商品)

2014年度			
No	製品	押収数量(製品数)	価額(パーツ)
1	DVD、VCD、CD	22,852	20,295,399
2	衣料品	73,527	14,019,231
3	メガネ	20,950	12,877,170
4	バッグ	20,854	8,018,777
5	靴	12,656	4,489,742
6	腕時計	1,426	3,427,672
7	酒類	3,604	3,298,747
8	毛布、タオル、ベッドシーツ	3,775	1,831,477
9	プラスチックカード	7,636	1,628,572
10	コンピューター、タブレット	651	1,359,000

5. 模倣品の主要販売地域(電化製品)

① パンティッププラザ(概観)



5. 模倣品の主要販売地域(電化製品)

②パンティッププラザ ガムウォンワン(模倣携帯電話アクセサリ)



5. 模倣品の主要販売地域(電化製品)

③ZEERランシット ショッピングモール(中古・密輸・模倣携帯電話)



5. 模倣品の主要販売地域(電化製品)

④ Sueapa Plaza(ブランド模倣電子製品)



5. 模倣品の主要販売地域(化粧品・医薬品)

⑤MBKショッピングセンター(模倣化粧品・香水)



5. 模倣品の主要販売地域(自動車部品)

⑥ Khlong Thom市場(模倣自動車部品・アクセサリー)



5. 模倣品の主要販売地域(食料品)

⑦Penang市場(港付近、食料品・日用品・安価な衣料品・電化製品)



5. 模倣品の主要販売地域(衣料品・靴)

⑧Pratunam市場(路上行商人が多い)



5. 模倣品の主要販売地域 (Weekend Market)

⑨ Chatuchak Weekend 市場 (タイ最大、15,000店舗、112,000m²)



5. 模倣品の主要販売地域（卸売市場）

⑩Bo Bae 市場（衣料品卸売、1,300店舗、以下は模倣ジーンズ）



5. 模倣品の主要販売地域(中華街)

①Sampeng 市場(中国製低品質廉価製品)



5. 模倣品の主要販売地域(路上行商人)

⑫ Sukhumvit通り (Soi1-19)



5. 模倣品の主要販売地域(路上行商人)

⑬ Silom通り (Soi2-8)



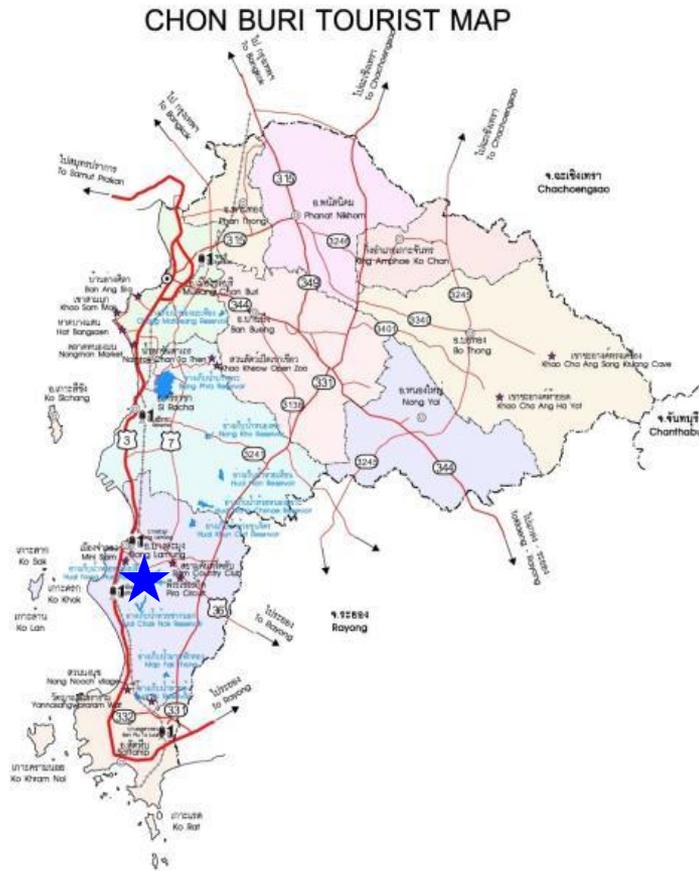
5. 模倣品の主要販売地域(路上行商人)

⑭ Khao San通り



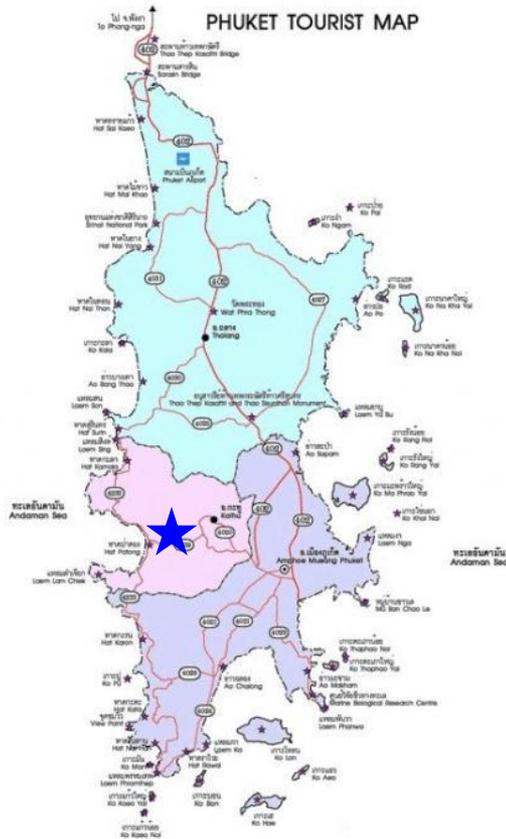
5. 模倣品の主要販売地域 (Pattaya)

Pattaya Beach (地元民・観光客)



5. 模倣品の主要販売地域 (Phuket)

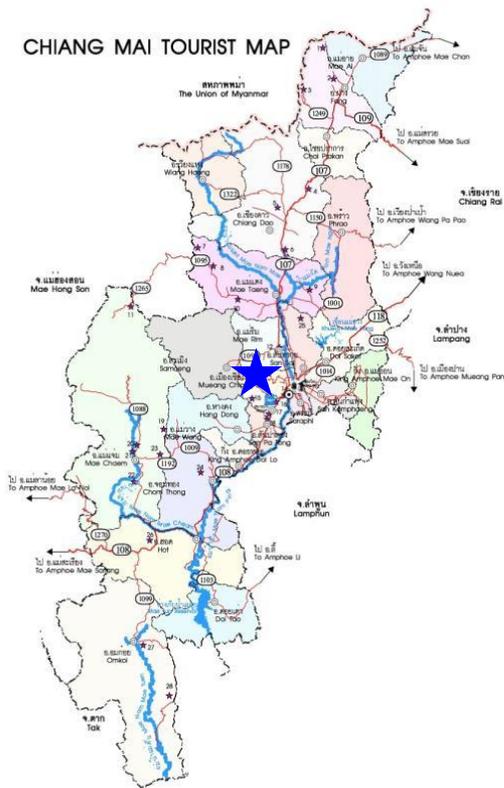
Patong Beach (観光客)



5. 模倣品の主要販売地域 (Chiang Mai)

Chiang Mai Night Bazaar

(チャンクラン通り沿い1キロ、午後6時—午前12時頃まで営業)



6. 模倣品の流通実態

(1) 模倣品の製造・組み立て

- ・ 優れた職人技術
- ・ 製造企業はバンコク郊外に不均等に分散、工業団地内に存在するものもあるが、住宅街に隠れている場合も多い
- ・ 中小企業がほとんど(2010年-2014年に警察に強制捜査を受けた会社の登録資本はすべて5千万バーツ以下)
- ・ 自動車部品・重機・ハイテク機材を要する模倣品は中規模企業、衣料品・アクセサリー等は小規模企業が多い
- ・ 医薬品、化粧品、腕時計、電子機器等の模倣品は中国から輸入されることが多い(2008年-2013年に全世界で差し押さえられた模倣品の70%近くが中国産(国連薬物・犯罪事務所調べ))

6. 模倣品の流通実態

○警察の強制捜査時に撮影された模倣インスタントコーヒーの製造所



6. 模倣品の流通実態

○警察の強制捜査時に撮影された住宅内の模倣酒製造所



6. 模倣品の流通実態

○警察の強制捜査時に撮影された模倣農薬製造所

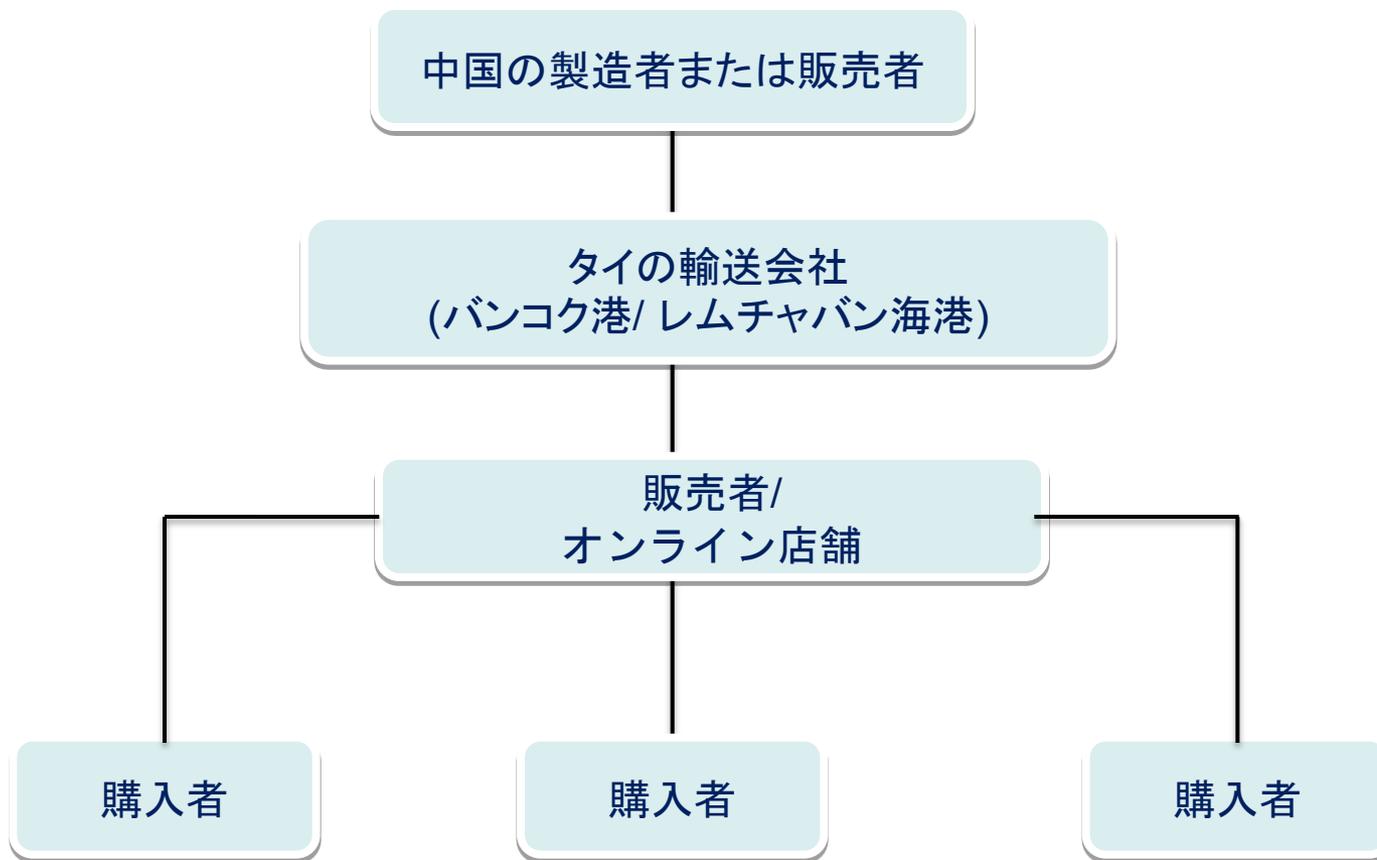


6. 模倣品の流通実態

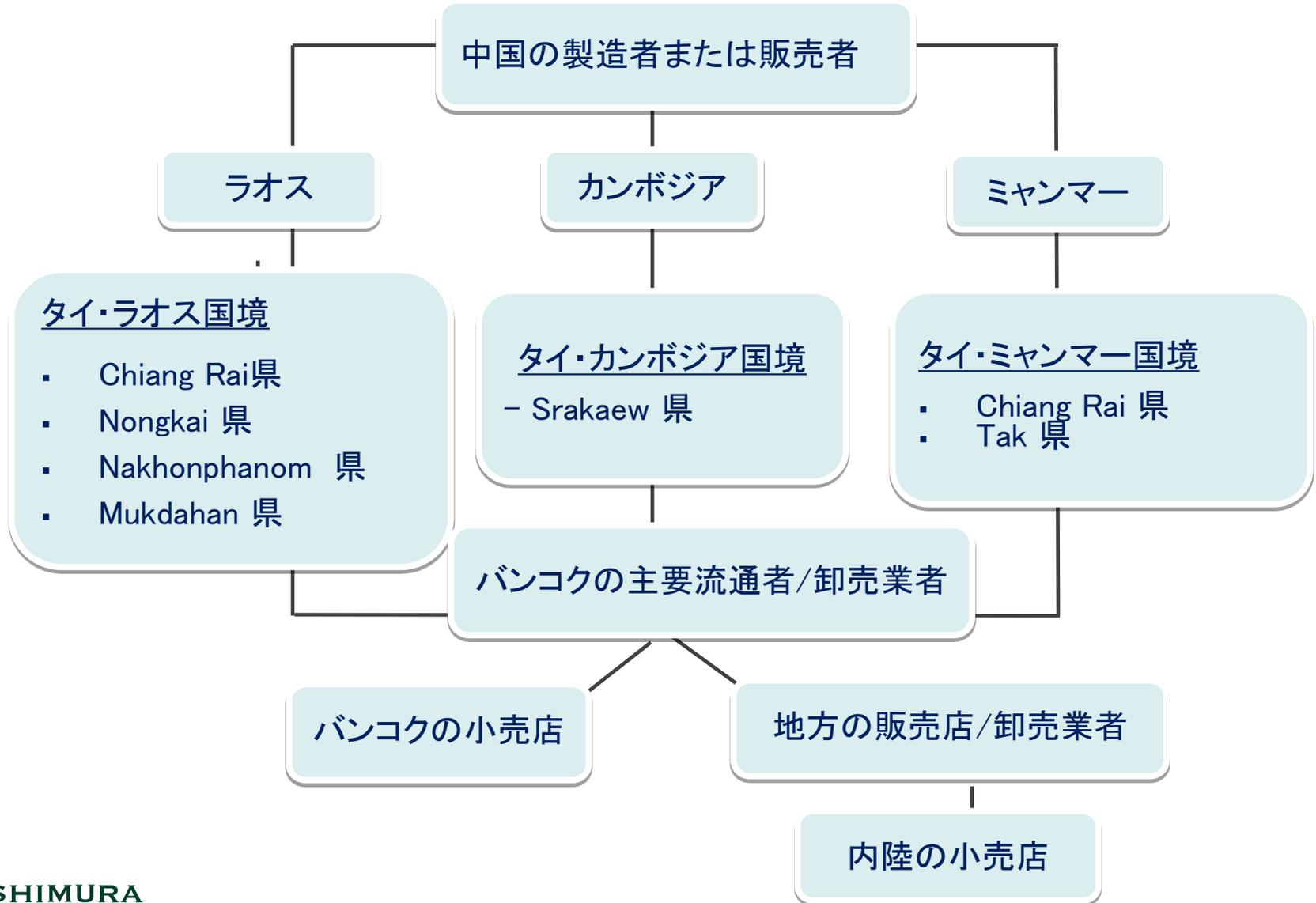
(2) 税関/関税港、タイ国境(模倣品押収数)

税関	押収品(数)		
	2011.10-2012.9	2012.10-2013.9	2013.10-2014.9
バンコク	1,397,131	270,930	102,241
ラオス国境	68,541	43,311	49,266
ミャンマー国境	27,455	243,882	22,608
カンボジア国境	23,121	65,652	75,406
マレーシア国境	15,192	7,346	14,239

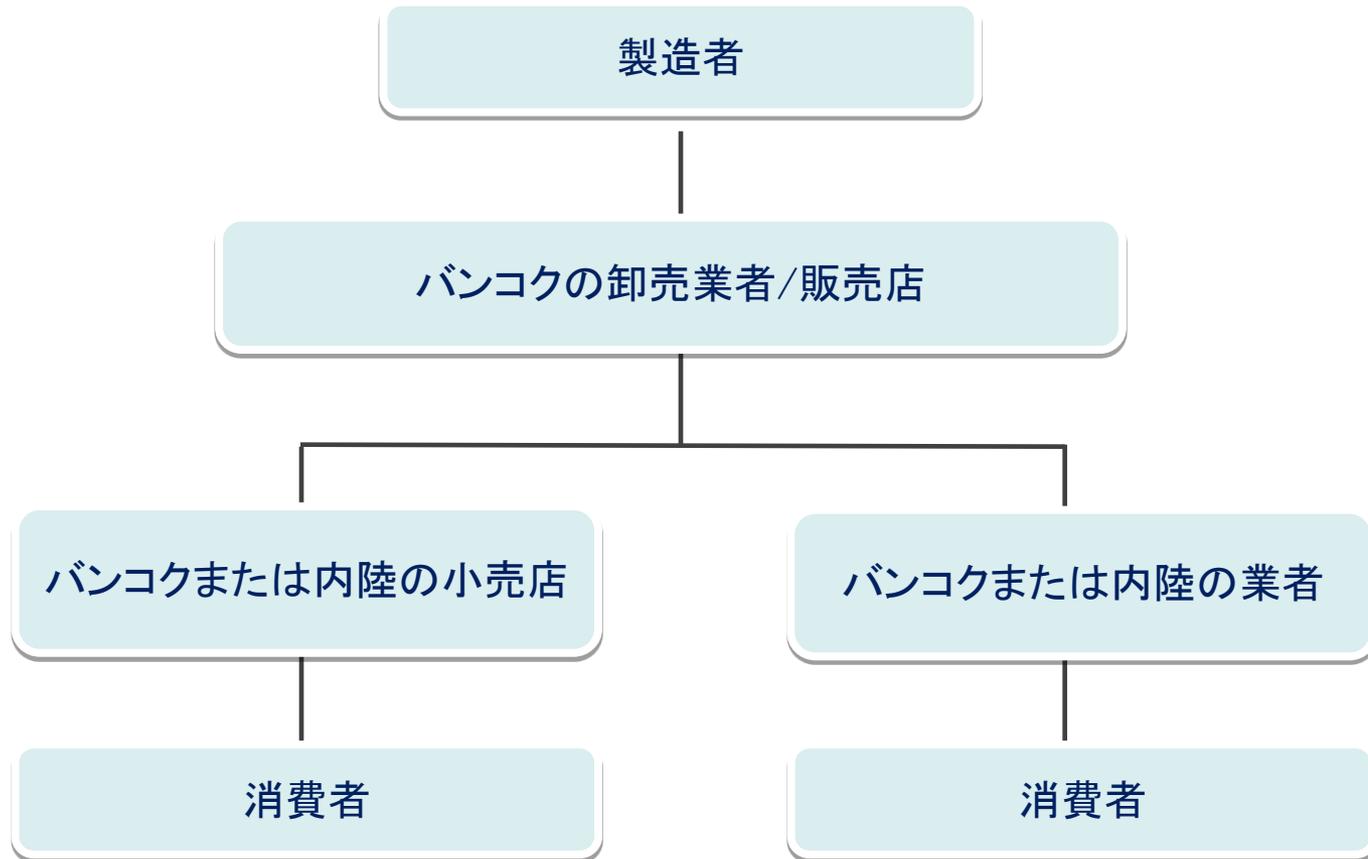
(流通経路例①) 中国から輸入される模倣品の流通網(船輸送による)



(流通経路例②) 中国から輸入される模倣品の流通網(陸送による)

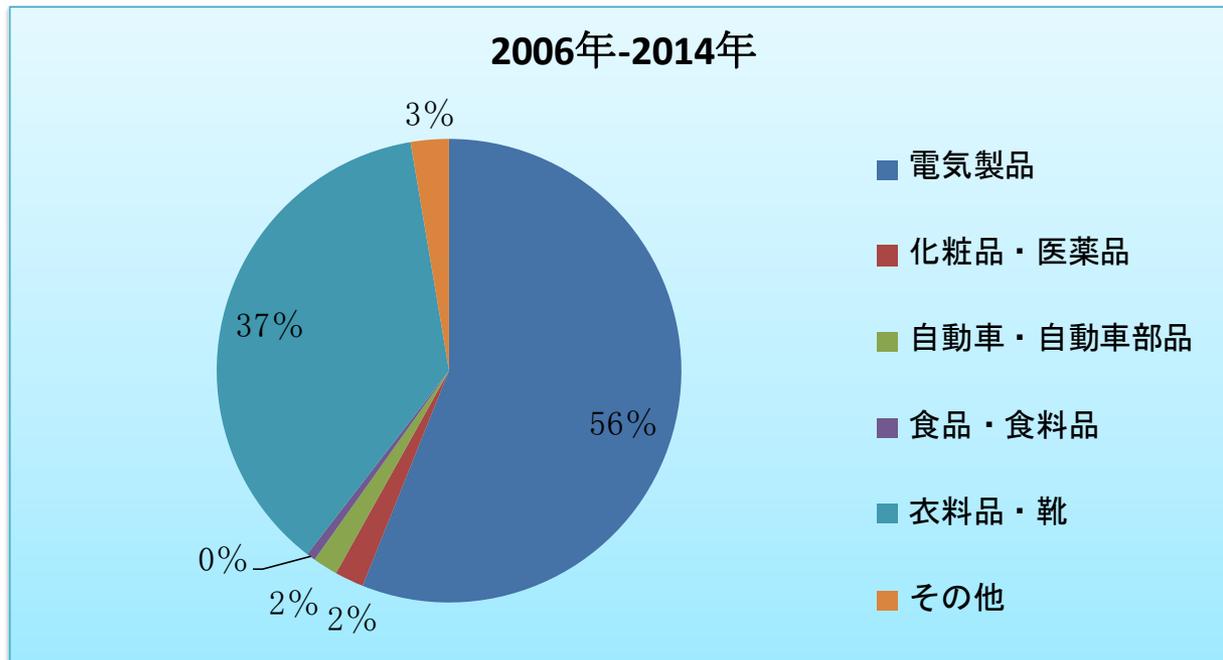


(流通経路例③) タイで製造された模倣品の流通網



7. 模倣品の消費

(1) 差押模倣品の種類(金額ベース)



	差押模倣品総額 (パーツ)
2013年	116,552,746
2012年	148,105,535
2011年	132,502,410
2010年	120,453,899
2009年	289,448,817
2008年	382,678,786
2007年	103,903,568
2006年	76,051,101

7. 模倣品の消費

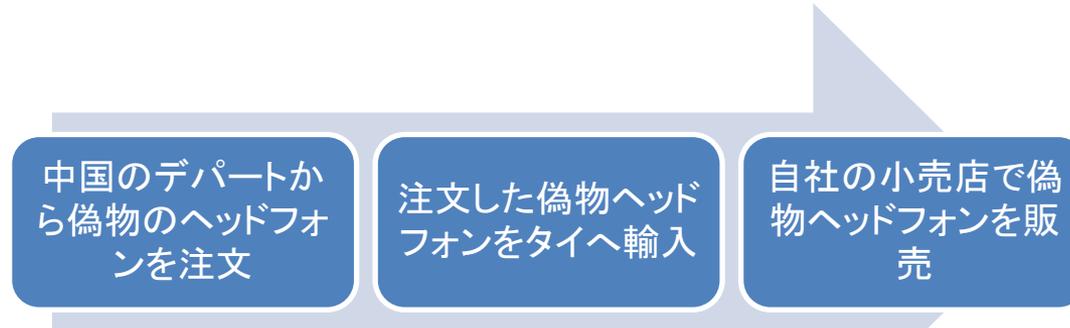
(2) 模倣品の主な消費者

- タイ人
- アジア各国、欧米からの観光客
- インターネット購入
- 自動車修理店

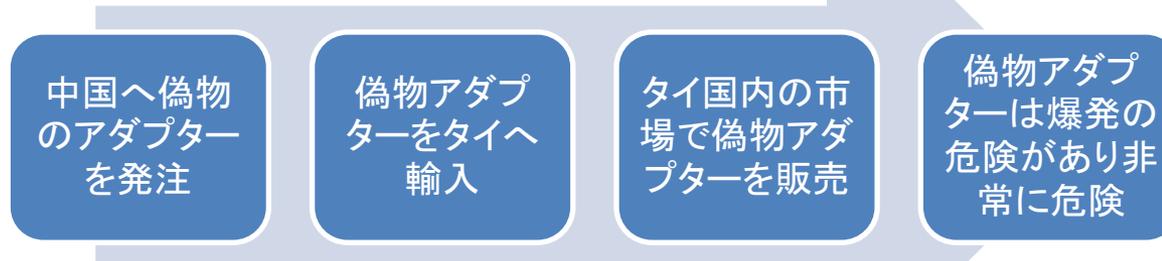
※模倣品の価格は純正製品の0.01%から30%程度

8. タイ国内の流通例

①電気製品（ヘッドフォン・スピーカー）

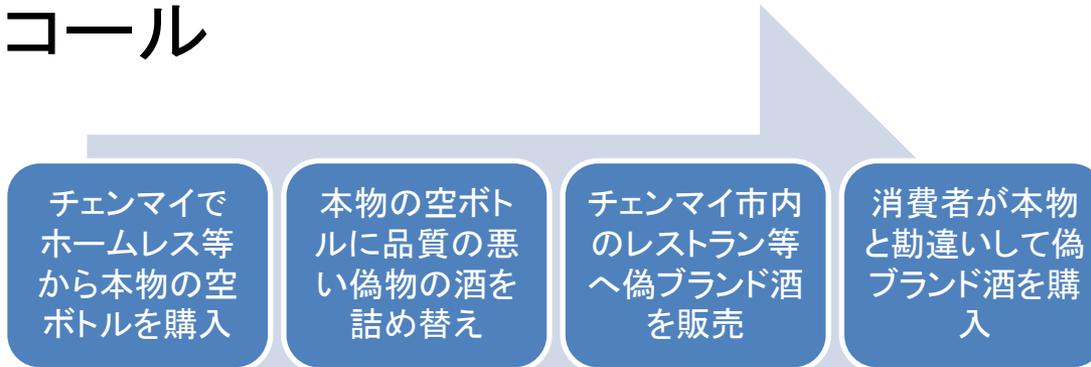


②電気製品（偽物アダプター）

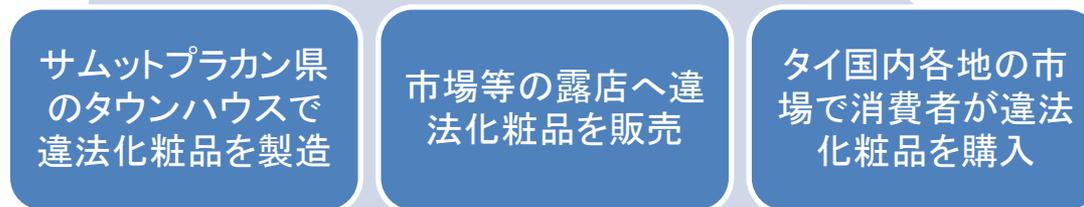


8. タイ国内の流通例

③ アルコール



④ 化粧品



8. タイ国内の流通例

⑤ 医薬品

模倣医薬品は秘密裏に製造されている場合が多く、製造場所は不明

航空貨物や航空便によってタイへ模倣薬を輸入

インターネットやラジオ放送等を通じて模倣薬を販売

⑥ 自動車・自動車部品

タイのラチャブリ県で模倣自動車部品を製造

メルセデスベンツやBMWの販売店を含め、多様な経路で模倣自動車部品を販売

消費者が模倣自動車部品を購入

8. タイ国内の流通例

⑦スポーツシャツ

スリン県のカンボジアとの国境経由で模倣スポーツシャツを輸入

タイとカンボジアの国境近くのスリン県のチョンジョム市場で模倣スポーツシャツを販売

チョンジョム市場で消費者(多くはタイ人)が模倣スポーツシャツを購入(小売価格・卸売価格)

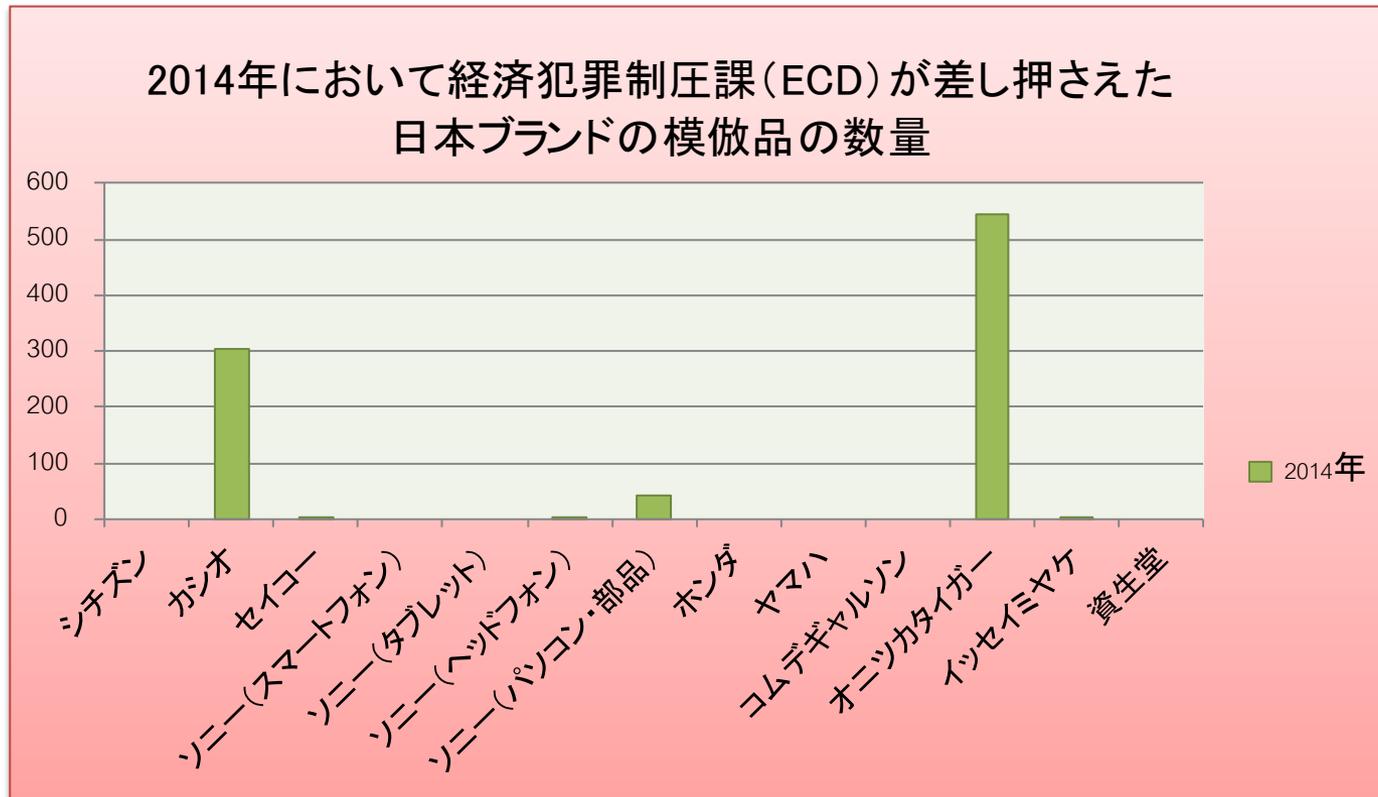
⑧時計・ハンドバッグ

中国人容疑者がトンブリ県の倉庫で模倣時計・ハンドバッグを保管

模倣品は観光地の市場の露天商へ流通

カオサン通り、スクンウィット通り、MBKセンター、シーロム通り等の露天商が模倣品を購入

9. 日本ブランドの模倣品



日本ブランドの模倣品差し押さえ状況は、2014年114万4,618点のうち899点

10. タイの模倣品防止対策

(1) 知的財産関係法令の改正

近年、知的財産関係法令について、保護対象の拡大・明確化、出願等手続の簡素化等の方向で改正が行われている。

(直近1年間の著作権法改正例)

- ① 映画、劇場等での無許可撮影を著作権侵害と規定(施行済)
- ② TPM(Technological Protection Measures、著作権対象物の複製・閲覧を制限等する技術)を故意に回避すること、RMI(Right Management Information、著作権対象物に付された著作権者の情報等)を削除・変更すること等を禁止(2015年8月頃施行予定)

10. タイの模倣品防止対策

(2) 取締実績

○2013年

強制捜査件数 1万515件
押収品数 298万1,427点

○2014年(1月-9月)

強制捜査件数 9,022件
押収品数 110万1,859点

※ 政府としても行動計画、プラユット首相内閣方針演説で知的財産権保護を打ち出している。

10. タイの模倣品防止対策

(3) 高額な罰金、実刑が認められた事案①

- ・ 2013年10月30日、模倣ベアリングを所有していたタイ企業に対して法務省特別捜査局が強制捜査を実施、300種以上、1万6,530点を差し押さえ。
- ・ 違反者(同社及びその取締役)は容疑を認め、2014年9月8日、中央知的財産国際貿易裁判所より以下の判決が下された。

被告1(会社): 罰金30万バーツ、ただし容疑を認めたため罰金15万バーツに減刑

被告2(取締役): 懲役2年及び罰金30万バーツ、ただし容疑を認めたため懲役1年(執行猶予1年)及び罰金15万バーツに減刑

注記: 上記は商標侵害の最高刑である罰金40万バーツに近い金額が科せられた事例。

10. タイの模倣品防止対策

(3) 高額な罰金、実刑が認められた事案②

- 2012年12月12日、ウェブサイト及び店舗での販売を目的に模倣化粧品を所有していたタイ人の倉庫及び店舗に対して法務省特別捜査局が強制捜査を実施、資生堂、スキンフード、エチュード等の有名ブランドの商標が付された模倣化粧品2万点以上を差し押さえ。
- 違反者(同社及びその取締役)は容疑を認め、2014年2月20日に結審。
- 中央知的財産国際貿易裁判所は、違反者に対して、懲役2年6ヶ月及び罰金13万バーツを命じたが、懲役1年3ヶ月及び罰金6万5,000バーツに減刑。なお、当該違反者は過去にも刑事訴訟において有罪判決を受けており、その際の罰則である懲役7ヶ月及び罰金8万5,000バーツも今回執行。

注記: 上記は執行猶予が認められなかった事例。

10. タイの模倣品防止対策

(4) 日系企業の事案①

- ・法律事務所の調査チームが通称“自動車地区”と呼ばれるウォラチャック地区に所在する店舗の事業活動を監視し、クライアントのブランドのブレーキ部品・クラッチ部品の模倣品を発見。最初のターゲットはバンコク郊外にあるブレーキ部品・クラッチ部品工場で、自社ブランドの商品も製造していたが、警察の捜査により自社ブランドはカモフラージュで在庫の70%から80%がクライアントのブランドを付した模倣品であることが発覚。調査チームは、金型や機械を含め、同工場から20万点以上の侵害商品を押収。
- ・強制捜査後、民事訴訟での敗訴を恐れた工場オーナーは、賠償金の支払だけでなく同じくクライアントのブランド部品の模倣品を製造していた他の工場2ヶ所の情報提供にも応じクライアントに有利な示談に同意。
- ・賠償金の一部を使い、当該他の2ヶ所の工場の調査を実施。その結果、チャイナタウン近隣の卸売業者である二番目のターゲットが、商標を模倣した標章を付したブレーキ部品・クラッチ部品の模倣品を似たようなパッケージデザインで販売していたことが発覚。警察の捜査により2万点以上が差し押さえられ、同店舗のオーナーは商標権侵害により起訴された(4年以下の懲役若しくは40万バーツ以下の罰金またはその併科)。

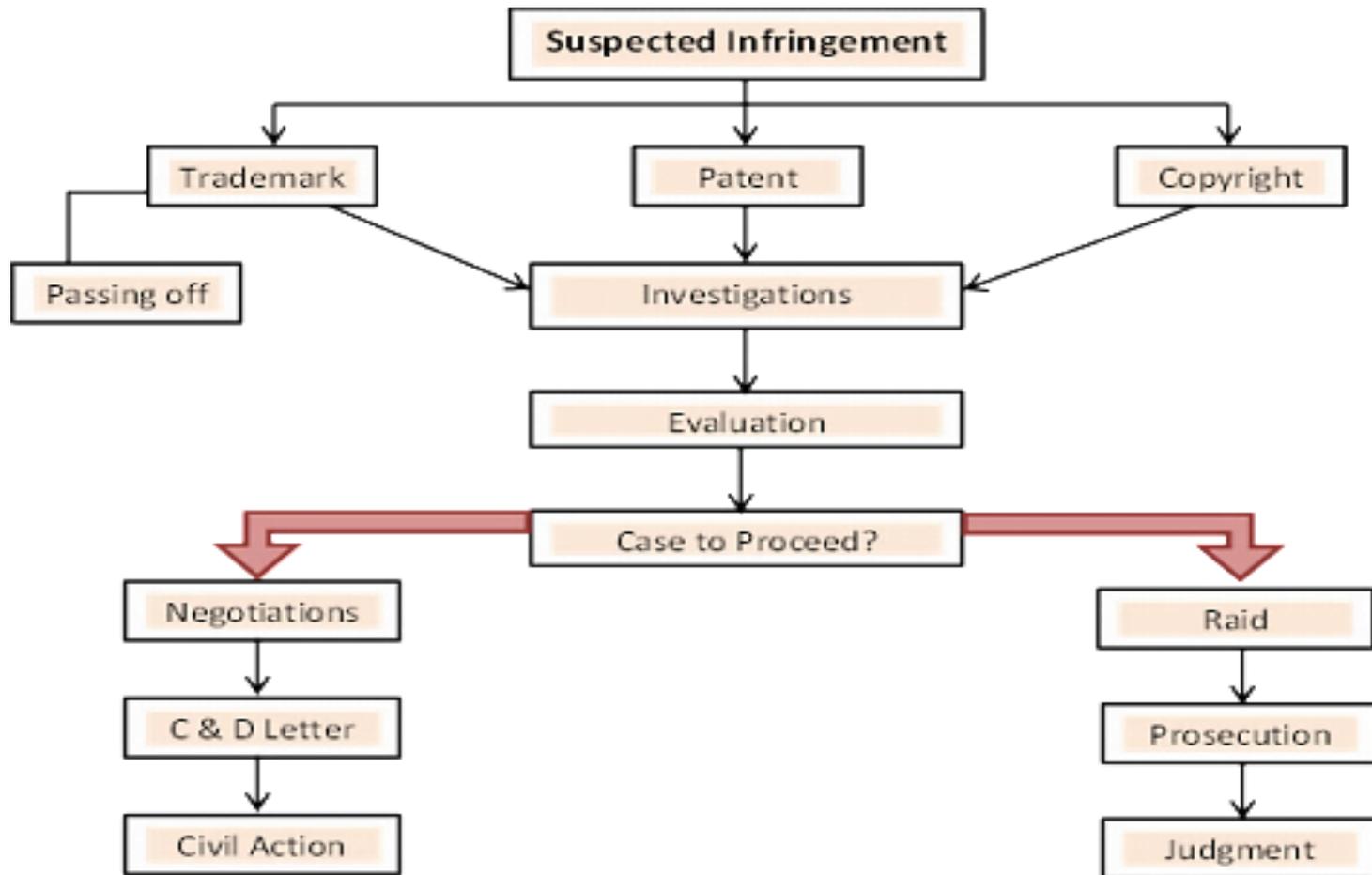
10. タイの模倣品防止対策

(4) 日系企業の事案②

- ・ 2012年11月、キヤノンの協力で警察がパンティッププラザの小売店を捜査、100点以上の模倣品(キヤノンのカメラバッテリーグリップ等合計10万パーツ以上)を押収。小売店のオーナー等は商標権侵害により起訴された(4年以下の懲役若しくは40万パーツ以下の罰金またはその併科)。
- ・ 2013年8月、キヤノンの協力で警察がZEERランシットショッピングモールの小売店2店、Chaengwattana Roadの小売店1店を捜査、110点以上の模倣品(キヤノンのカメラバッテリーグリップ等合計50万パーツ以上)を押収。小売店のオーナー等は商標権侵害により起訴された(4年以下の懲役若しくは40万パーツ以下の罰金またはその併科)。

※ 上記はタイの新聞等で報道されたとともに、キヤノンでは知的財産権侵害のケースをホームページで公開している。

11. 模倣品に対する権利行使プロセス



質疑応答

ご清聴ありがとうございました